

令和7年度			胎内市公共ライドシェア導入実証業務委託		実施 設計書		調査	
							設計	
業 務 委 託 番 号				履行場所・納入場所				
				胎 内 市 新和町 地 内				
/	実 施 ・ 元			変 更				
設 計 額	円			円				
契 約 額	円			円				
(内消費税額)	(円)			(円)				
履 行 期 間 等	契約締結日から令和8年3月31日まで							
実 施 (元) 設 計 概 要	胎内市公共ライドシェア導入実証業務委託 胎内市公共ライドシェア導入実証業務 1.0式			変 更 設 計 概 要				

胎内市公共ライドシェア導入実証業務委託

消費 税 総 括 表

(単位 : 円)

項 目	実 施		変 更 (1回目)			変 更 (2回目)		
	設 計	請 負	設 計	請 負		設 計	請 負	
				合 計	増減分		合 計	増減分
委託価格	(1)	(4)	(7)	(10) = (7)*(6)/(3)	(13) = (10)-(4)	(16)	(19) = (16)*(6)/(3)	(22) = (19)-(10)
委託価格計								
消費税 相当額	(2) = (1)*0.10	(5) = (4)*0.10	(8) = (7)*0.10	(11) = (10)*0.10	(14) = (13)*0.10	(17) = (16)*0.10	(20) = (19)*0.10	(23) = (22)*0.10
消費税相当額								
委 託 費	(3) = (1)+(2)	(6) = (4)+(5)	(9) = (7)+(8)	(12) = (10)+(11)	(15) = (13)+(14)	(18) = (16)+(17)	(21) = (19)+(20)	(24) = (22)+(23)
業務委託料計								

委 託 費 内 訳 書

No. 1

業務区分	実 施 設 計				変 更 設 計				適 用
	数 量	単 位	単 価	金 額	数 量	単 位	単 価	金 額	
胎内市公共ライドシェア導入実証業務委託									
公共ライドシェア立ち上げ支援	1	式							明細書第1号表
マグネットシートデザイン費及び作成費	60	枚							
告知等チラシ、ポスターデザイン費及び作成費									
うち ポスター	70	枚							
うち チラシ	1,000	枚							
小計				0					
消費税相当額				0					
業務委託料計				0					

胎 内 市

明 細 書 第 1 号 表

名 称	単 位	実 施 元 設 計			変 更 設 計			適 用
		数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	
公共ライドシェア立ち上げ支援								
主任技師	人日							
技師A	人日							
単位あたり	式	1.0	0	0				

胎 内 市

胎内市公共ライドシェア導入実証業務委託 仕様書

1 業務名

胎内市公共ライドシェア導入実証業務委託

2 目的

本市では、タクシー事業者における担い手不足や運転手の高齢化が進行しており、特に夜間帯における運行台数の確保が困難な状況にある。その結果、タクシーの需要に十分に応えることができず、移動手段が制限されている。

そこで、交通空白の解消と移動手段の確保により、市民の利便性向上と地域経済の活性化につながる交通システムを構築するため、公共ライドシェアの導入実証業務を委託する。

3 発注者

胎内市（以下「発注者」という。）

4 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 運行内容

- | | |
|------------|---|
| ① 実施主体 | 胎内市 |
| ② 運行事業者 | 一般社団法人 新潟県運転代行協会加盟の市内運転代行事業者
5社（以下「運行事業者」という。） |
| ③ 旅客の範囲 | 地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者 |
| ④ 実証運行期間 | 令和7年10月1日から4か月程度 |
| ⑤ 運行日 | 全日 |
| ⑥ 予約受付時間 | 金・土曜日 20時から26時まで
その他 20時から25時まで |
| ⑦ 乗降形式 | ドア to ドア方式 |
| ⑧ 乗車申込方法 | 電話予約制 |
| ⑨ 運行区域 | 車両進入が困難な場所等を除き市内全域。発車場所又は降車場所のいずれかが区域内であれば市外も対象 |
| ⑩ 運行車両 | 軽自動車又は普通自動車（8台予定） |
| ⑪ 運転者の資格要件 | 普通2種運転免許保有者に限る。 |

6 業務内容

① 運行条件・管理体制への助言、構築

本市の交通状況や需要を検証し、業務が円滑に進むよう必要に応じて運行事業者や関係者と協議するとともに、運行管理や業務フローなどについて助言や提案を行うこと。

② 実証運行に関する業務

実証運行開始に向けて、公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）に係る登録申請や運行準備に関して相談・支援を行うこと。

実証運行中の利用状況や関係者の意見を勘案し、適宜、運行体制の見直しを行うなど運行改善の提案を行うこと。

車両に貼付するマグネットステッカーのデザイン及び発注等、実証運行に関わる備品等の整備を行うこと。

③ 広報及び情報発信

利用促進のためのチラシ、ポスターをデザインし、作成すること。また、説明会等の実施に当たり、資料の準備や説明事項の整理、効果的な広報及び情報発信についての相談・支援を行うこと。

④ 次年度本格導入に向けた提案

実証運行の利用者、運行事業者、飲食店等へのアンケート調査、利用状況を集計、分析し、整理するとともに、次年度本格導入に向けた提案を行うこと。

⑤ 業務報告書の作成

成果品として実証運行の結果及び検討内容を取りまとめた報告書を作成すること。

⑥ 会議資料作成等の支援及び打合せ

関係者との会議の開催に当たり、資料作成の支援を行うとともに発注者から要請があった場合は出席すること。また、打合せは適宜必要に応じて実施すること。

7 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

① 業務報告書 3部 及びその電子データ

② その他業務項目において作成した根拠資料等 3部及びその電子データ

※電子媒体については、PDF 及び加工可能なデータ（Word、Excel 等）で作成したもの。

8 その他

- ① 業務の実施に当たっては、発注者と十分打ち合わせを行い、作業を進めること。また、関連法令をはじめ、国・県等のマニュアル・手引きその他を十分に参照し、業務を実施すること。
- ② 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、事前に書面にて報告し、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- ③ 本仕様書に記載されていない事項については、発注者と協議の上、決定することとする。
- ④ 受託者は、本業務において知り得た情報を、本業務の目的以外に使用、または第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約期間終了後についても同様とする。
- ⑤ 本仕様書の記載内容について疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、決定することとする。
- ⑥ 受託者は過去に公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）の登録申請、運行準備支援・運行管理実務に関する業務実施実績があることを必須とする。

9 機密保持

- ① 本契約において知り得た機密情報は、業務が完了した後も、決して他に漏らしてはならない。
- ② 本契約の従事者に対し、本契約に関して知り得た機密情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないこと、機密情報の違法な利用及び提供に対しては法令等に基づく罰則が適用されること、その他機密情報の取扱いに関して必要な事項を周知し、機密情報の適正な取扱いを徹底するように指導すること

【担当部署】

〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

総合政策課企画政策係

担当：三浦

TEL 0254-43-6111 FAX 0254-43-2868

E-Mail kikaku@city.tainai.lg.jp